

質問第一〇七号

日本国憲法に対する菅総理の認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年六月十四日

山谷えり子

参議院議長 江田 五月 殿

日本国憲法に対する菅総理の認識に関する質問主意書

日本国憲法に対する菅総理の認識について、以下のとおり質問する。

一 憲法審査会の設置を定めた国会法第百二条の六の規定は平成十九年八月七日に施行されたが、同審査会は国会の常設機関でありながら二年十ヶ月間も始動しておらず、違法状態が続いている。このような状況について菅総理の見解を示されたい。

二 憲法改正について、菅内閣はどのような姿勢でのぞむか、考えを示されたい。

右質問する。

